

# 県下 J A ・ J A 熊本経済連主催の令和 3 年度農作業安全講習（大特免許：農耕用）実施要領

## 1. 目的

道路運送車両法の基準緩和により、一定の条件を満たせば作業機（ロータリー等）を装着したトラクターで公道走行が可能となりましたが、車幅が1.7mを越える作業機を付けて公道を走る場合、大特免許が必要となりました。未だ大特免許（農耕用）取得をされていない生産者が多いことが想定され、生産者が安全に公道走行を実施される事を目的として、県下 J A と J A 熊本経済連が大特免許（農耕用）取得支援に向け、講習会を実施する。

## 2. 講習（免許）の種類

大特免許（農耕用） ※大特けん引免許（農耕用）は実施予定無し。

## 3. 講習（免許）の場所

熊本県立農業大学校敷地内

（1）すべての講習及び運転免許技能試験（運転免許センターより出張試験）は、農業大学校研修部のトラクターコースで行う。

## 4. 実施時期

令和 3 年 5 月～令和 4 年 2 月

## 5. 講習内容及び実施回数・定員

### （1）講習内容

- ア) 大型トラクター安全走行の講習
- イ) 大型トラクターによる運転操作及び路上走行練習
- ウ) 熊本県運転免許センターによる大特免許（農耕用）の出張試験

### （2）講習回数・定員

	実施期間（9：00～16：00）	定員（名）
大特 1	5 月 1 8 日（火）～2 1 日（金）	30
大特 2	6 月 1 日（火）～ 4 日（金）	30
大特 3	8 月 1 7 日（火）～2 0 日（金）	30
大特 4	1 0 月 5 日（火）～ 8 日（金）	30
大特 5	1 1 月 3 0 日（火）～1 2 月 3 日（金）	30
大特 6	2 月 2 1 日（月）～2 5 日（金）※	30

※大特 6 回目は 2/23 が休日の為、2/23（水）は休みとなります。

## 6. 受講対象者

下記のア、イ、ウ、エのいずれかの要件を満たす生産者

- ア) J A を通じて大型トラクターを購入（過去 1 0 年以内）され、免許が必要な生産者
- イ) 今後、J A を通じて大型トラクターを購入を検討されている生産者
- ウ) 県内に居住する専業農家又は年間 1 5 0 日以上農業に従事される生産者で大型特殊車両の農業機械を有するまたは利用している者（現有免許の住所が県内である事）
- エ) 県内に居住する農業生産組織又は農業生産法人等の構成員、従業員で大型特殊車両の農業機械を運転・所有または利用している者

※ア・イ) 大型トラクターとロータリー等を同時装着した場合、全幅 1.7m を超える機械もしくは、時速 15 k m / h を超える大型トラクターを J A から以前に購入、又は購入を検討されている生産者。

（例：ロータリーの全幅が 1.7m の場合、最外側から最外側の長さを意味する）

ウ) 家族経営に該当する場合は、1 名とする。

エ) 集落営農や受託組織等の農業生産組織、農業生産法人等は、2 名以内とする。

## 7. 受講資格要件

- ア) 現有免許証の住所が熊本県内であること。
- イ) 普通免許取得者であること。
- ウ) 視力が両眼で0.7以上、かつ、一眼でそれぞれ0.3以上であること。  
一眼の視力が0.3満たない者もしくは一眼が見えない者は、他眼の視野が左右150度以上で、視力が0.7以上であること。(矯正視力を含む)

## 8. 受講手続き

- ア) 受講希望者の受付期間  
令和3年3月1日(月)～3月31日(水)
- イ) 受講申込書  
受講申込者にて、必要事項を記入し提出するものとする。(別紙1)
- ウ) 受講希望者の申込受付  
県下JA農機センターにて受講申込書を受付(申込提出先:別紙2)  
※JAが取りまとめを行い、JAで受付後、JA熊本経済連へ提出するものとする。

## 9. 受講者の決定と通知

### (1) 決定

JA熊本経済連は、受講申込書の書類審査(受講資格要件等確認)のうえ受講者を決定するものとし、受講者が定員を超過した場合、抽選を行う。

### (2) 通知

JA熊本経済連は、受講者を決定し、JAを通じて本人へ講習通知を行う。(4月中旬頃)  
※本講習の受講枠からもれた場合のみ、熊本県農業大学校主催の令和3年度農作業安全講座(大特)に受講申込書を提出することが出来ます。(重複申込は出来ません。)

## 10. 受講申込書の取り扱い

受講申込書は、年度内限りの保管とし、講習終了後すべて廃棄する。

## 11. 受講に必要なもの

### (1) 運転免許証

### (2) 講習に適した安全で動きやすい服装(雨具・筆記用具・眼鏡等)

### (3) 経費

受講料、運転免許試験受験に関する経費(交通費・滞在費等)及び傷害保険加入(必須)の費用は受講者負担。

ア. 受講料 大特(農耕用) 3,300円

イ. 運転免許試験受験料 2,600円

(熊本県収入証紙:免許センターで購入)

ウ. 免許写真代(参考) 800円程度(縦3cm×横2.4cmを2枚)

エ. 傷害保険料(参考) 1,000円程度(講習初日に加入手続きあり)

※宿泊希望の受講者は、県立農大宿泊施設の利用も可能 1,610円/日

(県立農大の空室状況の確認作業が必要)

## 12. 注意事項

### (1) 免許更新年の申し込みの場合

誕生日から現有免許証の有効期限(誕生日から1か月後)の間には、受講の希望日を設定しない。

### (2) 合格者免許証の交付日

合格者は、所定の交付日(試験日から数えて3回目の火曜日。当日が祝祭日等で休日の場合は、その翌日)に所定の交付場所(免許センター又は所管の警察署)で必ず免許証の受領を行うこと。

### (3) この講習は、指導教官の指示に従い、安全第一に終始すること。また、どうしても避けられない理由、やむを得ない理由等がない限り、欠席・遅刻・早退は認めない。